

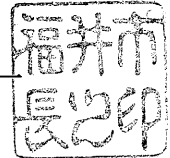
福井市告示第72号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、次のとおり本市の町及び字の区域を変更したので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この町及び字の区域の変更は、告示の日からその効力を生ずるものとする。

令和4年3月31日

福井市長 東 村 新



次の区域を別所町28字横田に編入する。

町	字	地番
下馬町	2字 福丸	1から7まで